

警察庁訓令第2号
平成26年3月12日

鑑識技能検定に関する訓令

(概要)

本訓令は、警察職員の犯罪鑑識についての技能検定に関する基準を定め、犯罪鑑識の知識及び技能の向上及び普及徹底を図り、犯罪捜査能力の向上に資することを目的として

技能検定の種別、方法

技能検定の合格基準

技能検定の実施者

等について定めている。